財務省

（関東財務局管財第二部次長）
財務事務官　松島　喜夫
願により本官を免ずる（二月二十八日）
日本銀行理事に任命する（三月三日）　**樽田　誠希**

官庁報告

国家試験

平成二十四年度一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

平成二十四年度一級及び二級造園施工管理技術検定の合格者並びに合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年三月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　合格者の受験番号の掲示　平成二十四年度一級及び二級造園施工管理技術検定に合格した者の受験番号を次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局及び一般財団法人全国建設研修センターにおいて、当該地区（一般財団法人全国建設研修センターは全地区）の合格者の受験番号を掲示する。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

仙台市青葉区二日町九―十五　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

さいたま市中央区新都心二―一　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

新潟市中央区美咲町一―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市整備課

名古屋市中区三の丸二―五―一　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

大阪市中央区大手前一―五―四十四　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

広島市中区八丁堀二―十五　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

高松市サンポート三―三十三　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

福岡市博多区博多駅東二―十―七　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

小平市喜平町二―一―二　一般財団法人全国建設研修センター

二　合格証明書の交付申請

（一）申請することができる者　一般財団法人全国建設研修センターの行った一級又は二級造園施工管理技術検定実地試験に合格した者

（二）提出書類　合格証明書交付申請書

（三）申請の受付期間　平成二十五年三月六日から平成二十五年三月十五日までとする。

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

三　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

〒九八〇―八六〇一一　仙台市青葉区二日町九―十五　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒三三〇―九七一四　さいたま市中央区新都心二―一　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

〒九五〇―八六〇一　新潟市中央区美咲町一―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒四六〇―八五一一四　名古屋市中区三の丸二―五―一　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前一―五―四十四　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

〒七三〇―〇〇一三　広島市中区八丁堀二―十五　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒七六〇―八五五四　高松市サンポート三―三十三　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒八一二―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二―十一―七　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

四　合格証明書交付　申請者に対し平成二十五年三月下旬に合格証明書を交付する。

公　告

諸事項

工場財団

愛知県田原市神戸町大坪31番地1 **渥美風力開発株式会社**の愛知県田原市亀山町石堂山1番地446 渥美風力開発株式会社渥美風力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年3月6日　名古屋法務局豊橋支局

佐賀東部土地改良区の土地改良事業計画変更の適当決定の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項、第124条及び第136条の3の規定に基づき、佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とする佐賀東部土地改良区から申請のあった土地改良事業（維持管理）計画の変更の申請については、平成25年2月15日適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項、第124条及び第136条の3の規定に基づき公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に九州農政局長に異議を申し出ることができる。

平成25年3月6日

九州農政局長　吉村　馨

1　縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

2　縦覧期間
平成25年3月7日から平成25年4月4日まで

3　縦覧場所
佐賀県佐賀市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡みやき町、同郡上峰町、福岡県大川市及び久留米市各事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成25年（家）第40009号
横浜市戸塚区柏尾町757番地県営柏陽台アパート5棟504号
申立人　宮津　徳幸
本籍横浜市保土ケ谷区上星川2丁目266番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区釜台町12番13号、死亡の場所横浜市泉区、死亡年月日平成24年10月24日、出生の場所不詳、出生年月日昭和2年8月22日、職業無職
被相続人　亡　工藤クニ子
事務所横浜市青葉区市ケ尾町1065番地5　森ビル5番館103号
相続財産管理人　司法書士　山崎　敦子
横浜家庭裁判所

平成25年（家）第80001号
石川県輪島市門前町剱地レの125番地
申立人　中塚三津男
本籍石川県輪島市門前町剱地タの49番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所石川県かほく市、死亡年月日平成24年6月5日、出生の場所石川県鳳至郡剱地村、出生年月日昭和31年8月12日、職業無職
被相続人　亡　西野　正広
石川県七尾市本府中町ニ部44番地3信開ガーデンコート七尾駅702号、事務所石川県鳳珠郡穴水町大町チの24番地4スタークイーン穴水1階おくのと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中上　勇輔
金沢家庭裁判所輪島支部

平成25年（家）第69号
岐阜市薮田南5丁目14番53号
申立人　岐阜県信用保証協会
本籍岐阜県多治見市大日町127番地、最後の住所岐阜県多治見市大日町78番地の5、死亡の場所岐阜県多治見市、死亡年月日平成22年2月17日、出生の場所岐阜県可児郡豊岡町、出生年月日明治41年9月7日、職業不詳
被相続人　亡　若尾　俊夫
事務所岐阜県多治見市大日町86番地　加藤・柳生法務総合事務所
相続財産管理人　司法書士　柳生　唱一
岐阜家庭裁判所多治見支部